

## 議案第 11 号

### 財産の無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次の財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

渋川市長 星 名 建 市

#### 1 無償貸付をする財産

##### (1) 土地

所在 渋川市渋川字折原 3890 番 10

面積 1,535.25 平方メートル

##### (2) 建物

所在 渋川市渋川字折原 3890 番地 10

構造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下 1 階付平屋建

延床面積 596.19 平方メートル

##### (3) その他

附属する設備及び物品を含む。

#### 2 無償貸付の相手方

渋川市石原 564 番地 2

医療法人社団平形会

理事長 平形久弥

#### 3 無償貸付の目的

上記財産を無償で貸し付けることにより、当該相手方が旧渋川市みかげデイサービスセンターを次に掲げる少子高齢化社会の諸課題に対応するための事業を行う施設として有効に活用することを目的とする。

(1) 高齢者の居場所として活用する事業

(2) 子育て支援の場として活用する事業

(3) 多世代の方が交流できる場として活用する事業

#### 4 無償貸付の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 理 由

旧渋川市みかげデイサービスセンターを有効活用するため、土地及び建物等を医療法人社団平形会に無償で貸し付けようとするものである。



## 市有財産使用貸借仮契約書

貸付人 渋川市（以下「甲」という。）と借受人 医療法人 社団 平形会（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地建物等の使用貸借契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 甲は、別表1に掲げる土地（土地に定着する工作物を含む。）及び建物（建物に附帯する設備を含む。）並びに別表2に掲げる備品（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

（貸借期間）

第3条 貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（用途）

第4条 乙は、貸借物件を次に定める事業（以下「用途」という。）の用に供するものとする。

- （1） 高齢者の居場所として活用する事業
- （2） 子育て支援の場として活用する事業
- （3） 多世代の方が交流できる場として活用する事業

（用途以外の使用承認等）

第5条 乙は、用途に支障がない限りにおいて、貸借物件を乙の定める事業その他乙が必要とする事業の用に供する場合は、事前に理由を付した書面により甲の承認を得なければならない。

（乙の権利に対する制限）

第6条 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は用途及び前条に定める事業の用（以下「用途等」という。）以外の使用に供してはならない。

（使用上の制限）

第7条 乙は、貸借物件を善良なる管理者の注意を持って、維持保存しなけ

ればならない。

2. 乙は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって、甲の承認を求めなければならない。

(賃借物件の修繕等)

第8条 乙は、別表1に掲げる土地(土地に定着する工作物を含む。)及び建物(建物に附帯する設備を含む。)に摩耗又は損傷が生じた場合、これを維持管理するために必要な更新及び修繕(以下「修繕等」という。)を、乙の負担において行うものとする。

- 2 乙は、別表2に掲げる備品を常に良好な状態に保たなければならない。ただし、経年劣化等により用途等の用に供することができなくなった場合、甲乙協議により、当該備品の取扱いを決めるものとする。

- 3 乙は、故意又は過失により賃借物件を損傷又は滅失したときは、甲に対しこれを弁償し、自己の費用で原状回復し、又は当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。ただし、弁償等する必要がないと甲が承認したときは、この限りでない。

(有益費等の請求の放棄)

第9条 乙は、賃借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(契約の変更)

第10条 次に掲げる事項が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条項を変更することができる。

(1) 本契約に関係する法令等が制定、改正又は廃止され、契約に定める条項が適合しなくなったとき。

(2) 天災地変等により契約の履行が困難になったとき。

(3) 社会情勢の変化等により特別な事情が生じたとき。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約の条項又は趣旨に違反する行為があったとき。

(2) 公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。

(3) 甲の責めに帰すべき事由等により、乙が用途の継続が困難である場合で、乙から本契約の解除の申出があったとき。

(4) 貸借物件の所有者が甲でなくなるとき。

(5) その他、乙に貸し付けることが不適當であると甲が認めたとき。

(6) 隣接する渋川市渋川地域福祉センターが、公の施設として廃止又は用途変更されることとなったとき。

2 甲は、前項に基づいて契約の解除を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の各号の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 契約解除の理由

(2) 契約解除までの猶予期間

(3) その他必要な事項

3 甲は、第1項第1号及び第5号の規定により契約を解除したことにより生じた損害の賠償を、乙に求めることができる。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害、又はそれに係る費用が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(乙からの契約解除の申入れ)

第12条 乙は、用途の継続が困難となったときは、貸借期間中であっても、契約解除の申入れを行うことができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、故意又は過失により貸借物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

2 乙は、用途等の実施によって、甲又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

(保険及び共済)

第14条 乙は、用途等の実施に当たり、次の各号に係る保険又は共済に加入しなければならない。

(1) 建物の総合補償に係るもの

(2) 施設賠償責任に係るもの

(原状回復義務)

第15条 乙は、貸借期間が満了又は契約解除したときは、甲の指定する期日までに経年劣化及び自然摩耗した部分を除いて貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が承認したときは、この限りでない。

(契約の締結に要する費用)

第16条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

この仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、渋川市議会の議決を経たときに、何らの手続を要することなく本契約として効力を生じるものとする。ただし、議決が令和8年4月1日以前の場合は、令和8年4月1日に本契約となる。

なお、渋川市議会の議決を得られない場合は、この仮契約は無効となる。

また、甲は、仮契約が無効になることにより乙が被った損害の責めは負わないものとする。

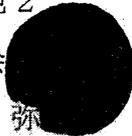
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年1月30日

甲 所在地 渋川市石原80番地  
名称 渋川市  
代表者 渋川市長 星名建市



乙 所在地 渋川市石原564番地2  
名称 医療法人 社団 平形会  
代表者 理事長 平形久弥



別表 1

(1) 土地

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 土地所在 | 渋川市渋川字折原 3890 番 10      |
| 貸付面積 | 1,535.25 m <sup>2</sup> |
| 地目   | 宅地                      |

(2) 建物

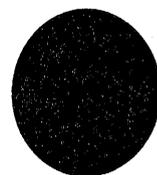
|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 建物所在地 | 渋川市渋川字折原 3890 番地 10        |
| 貸付面積  | 延床面積 596.19 m <sup>2</sup> |
| 構造    | 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付平屋建 |

別表 2

| 品名         | 規格等             | 数量 |
|------------|-----------------|----|
| AED        | AED (自動体外式除細動器) | 1  |
| 事務机 (両袖)   | L2-147S-A3      | 1  |
| 事務机 (片袖)   | L2-127S-3       | 6  |
| 事務用椅子 (肘付) | KB-E03NT        | 1  |
| 事務用椅子 (肘無) | KC-E07ST        | 6  |
| 引違い書庫      | SS-503R         | 4  |
| 会議用テーブル    | YB-S625N        | 1  |
| ハニカムロッカー   | LN-13 1人用       | 1  |
| ハニカムロッカー   | LN-42 4人用       | 1  |
| ハニカムロッカー   | LN-52 5人用       | 1  |
| ハイカウンター    | 書庫型             | 2  |
| ハイカウンター    | コーナー型90度JK      | 1  |
| 長椅子        | LS-842N         | 1  |
| 長椅子        | CN-25M3NN       | 1  |
| 食堂用テーブル    | MT-S63          | 5  |
| 食堂用チェア     | DB-522N174・1    | 15 |
| 一槽シンク      | TS-IS-75K       | 1  |
| 一槽シンク      | TS-IS-75ANB-K   | 1  |
| 二槽シンク      | TS-2S-120ANB-K  | 1  |
| 引出付調理台     | TS-WCT-180DNB-K | 1  |
| 調理台        | TS-WCT-180NB-K  | 1  |
| 作業台        | TS-WT-180ANB-K  | 1  |
| 作業台        | TS-WT-120ANB-K  | 1  |
| 作業台        | TS-WT-120NB-K   | 2  |
| 移動台        | TS-MT-75        | 1  |
| 二段棚        | TS-WT-180       | 1  |
| 戸棚         | TS-CB-120GK     | 1  |
| 空気清浄機      | KI-LX75-W       | 1  |

別表 2

| 品名       | 規格等         | 数量 |
|----------|-------------|----|
| サーキュレーター | KFC-SDC181T | 1  |
| 非接触検温消毒機 | STPS-001    | 1  |



# 旧渋川市みかげデイサービスセンター建物の平面図

